

## 正誤表

このたびは、弊社刊『改訂第5版 大学入試 蔭山克秀の 政治・経済が面白いほどわかる本』の記述につき誤りがありました。お詫びとともに訂正させていただきます。なお、p.381の誤りは2刷以降は修正されています。

該当箇所	誤	正	
p.238	①国民所得計算	1国で1年間に生まれた付加価値（＝新たに生み出された商品）の……	1国で1年間に生まれた付加価値（＝新たに生み出された <b>価値</b> ）の……
p.239	○②：国民総生産（GNP）の計算	最後に残るのは「最終的な販売価格のみ」ということになる。	最後に残るのは、この表だと「 <b>最終的な販売価格のみ</b> 」になる。そしてもし表中に、途中でかかった原材料代や燃料代が書いてある場合は、それらも引く。それが、国民が1年間に生んだ付加価値の総計であり、GNPだ。
p.345	下から4行目	◆贈与相当分（グラント＝エレメント）が他国より少なめ。	◆ <b>グラント・エレメント（⇒p.351）</b> が他国より少なめ。
p.351	下から2行目	しかも日本のODAは、贈与比率（グラント・エレメント）が低いことも指摘されている。	しかも日本のODAは、 <b>グラント・エレメント（以下「G.E.」）</b> が低いことも指摘されている。 G.E.とは「援助条件の緩やかさを示す指標」で、%で表される。金利や返済期間が緩いほどG.E.%は高くなり、贈与だと「G.E.=100%」となる。ただし、辞書類には「G.E.=贈与相当分」と記載されているものも複数あるので、皆さんは出題時にどちらの意味で問われているのかに対応できるように、一応両方覚えておこう。

			<b>で、日本は、この G. E. が低いと言われている。</b>
p.381	●消費税の短所	ただし 2023 年 10 月より「インボイス制度」が始まり、今後免税事業者は、売り手が発行した適格請求書（インボイス）がなければ、仕入れ額控除を受けられないことに。	ただし 2023 年 10 月より「インボイス制度」が始まり、今後 <b>課税事業者（消費税の納税義務あり）</b> は、売り手が発行した適格請求書（インボイス）がなければ、 <b>仕入税額控除</b> を受けられないことに。